

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第 38-1 号

7 上伊地環第 52-1 号

令和 8 年（2026 年）5 月 27 日

上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		シブキヤ建設株式会社 代表取締役 片桐 俊人 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処分業の変更許可
条例 第 46 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○廃プラスチック類の破砕施設（※木くず及び繊維くず（廃量に限る。）の破砕施設の一次破砕機を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 2 ○木くず及び繊維くず（廃量に限る。）の破砕施設（※一次破砕機は廃プラスチック類の破砕施設を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 7 ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。）の破砕施設（※既設のがれき類の破砕施設（許可番号：082106）を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4780 番 1
	② 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕施設）
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず（廃量に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。）、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○廃プラスチック類の破砕施設（※木くず及び繊維くず（廃量に限る。）の破砕施設の一次破砕機を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 2 150.4 t/日 (18.8t/h：8 時間稼働) ○木くず及び繊維くず（廃量に限る。）の破砕施設（※一次破砕機は廃プラスチック類の破砕施設を兼ねる。） ・木くず：195.2 t/日 (24.4t/h：8 時間稼働) (破砕機 2 台：29.5 t/h、24.4 t/h) ・繊維くず（廃量に限る。）：42.4 t/日 (5.3t/h：8 時間稼働)

		働) (破砕機 2 台 : 6.4 t/h、5.3t/h) ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。)の破砕施設 (※既設のがれき類の破砕施設 (許可番号 : 082106) を兼ねる。) 496 日/h (62t/h : 8 時間稼働) (破砕機 2 台 : 62 t/h、88.4 t/h)	
⑤変更の概要		新	旧
		○中間処理 ・破砕する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、木くず、繊維くず(廃量に限る。)</u>、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。)、がれき類 ○最終処分 ・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類 ○最終処分 ・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
申請の区分 (Ⅱ)		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 2	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 7 号に規定する廃プラスチック類の破砕施設 (※木くず及び繊維くず (廃量に限る。)) の破砕施設の一次破砕機を兼ねる。)	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	150.4 t/日 (18.8 t/h : 8 時間稼働)	
申請の区分 (Ⅲ)		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 7	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設 (※一次破砕機は廃プラスチック類の破砕施設を兼ねる。)	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	195.2 t/日 (24.4 t/h : 8 時間稼働) (破砕機 2 台 : 29.5 t/h、24.4 t/h)	

関係図書 の縦覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和8年5月28日（木）～ 6月26日（金） （土日・祝日その他の県の休日を除く）
	縦覧時間	午前9時 ～ 午後5時